

一般社団法人北海道言語聴覚士会理事および監事選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道言語聴覚士会(以下「本会」という)定款第22条に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)の選出を円滑に行うために定めるものとする。

(選挙人の資格)

第2条 選挙人は、3月1日現在での代議員で選挙人名簿を作成する。

(被選挙人の資格)

第3条 役員の被選挙人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 役員を選出する前年度の3月1日までに正会員として承認され、会費が納入されていること
- (2) 役員を選出する日においても正会員であること
- (3) 被選挙人は、代議員、選挙管理委員の職にある場合は、立候補に先立ち辞任しなければならない。

(選挙の告示)

第4条 別に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という)は、役員の任期満了となる日の概ね2ヶ月前までに役員立候補受付のための告示を行わなければならない。

- (1) 立候補受付期間(14日間)
- (2) 投票日
- (3) 投票受付期間(投票日から起算して7日間)
- (4) 開票日(投票日から30日以内)
- (5) その他必要事項

(立候補)

第5条 役員に立候補するものは、立候補受付期間内に次に掲げる書類を委員会に届け出るものとする。

(1) 理事・監事立候補届

2 前項の届出は、立候補受付期間に必着とするが、電子立候補届けをしている場合は立候補受付期間最終日の消印があるものは有効とする。

3 推薦者2名は本会の正会員である。ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。同一推薦者は、理事については2人まで、監事については1人まで推薦することができる。

3 立候補者が定款第22条第1項で定める定数または定数に満たない場合は無投票とする。理事会は定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第6条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。

- (1) 役員の立候補者の氏名、所属先、略歴、立候補の趣旨、推薦者氏名(2名)を公示する。

(2) その他必要事項（選挙方法等）

2 選挙（告示・公示・投開票）は、次期総会開催日までに完了しなければならない。

（投票開票および得票順位の決定）

第7条 投票はインターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

2 立候補者の氏名が列挙されたページにおいて定数と同数又は、定数より少ない数に印をして投票する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は無効票とする。なお、各号に該当しないものは、委員会で判断する。

(1) 印が定数より多いもの

4 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、委員会が選任した立会人を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。

（当選者の決定）

第8条 投票の得票順に社員総会の承認を受け、定数までを当選者とする。

2 最終順位当選者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選で当選者を決める。

3 立候補者数が定数以内の場合は、立候補者及び理事会推薦者のうち社員総会の承認を受けたものを当選者とする。

4 理事、監事に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。

（役員の選任）

第9条 役員は、定時総会で承認された翌日よりその任に当たる。

（改廃）

第10条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

この規程は、2020年1月25日より施行する。

理事・監事立候補届

年 月 日

一般社団法人北海道言語聴覚士会
選挙管理委員会 御中

氏 名：

この度、____年度の理事・監事選挙に立候補いたしたく、下記の通り届け出ます。

記

I 立候補者

- 立候補区分（理事・監事） _____
- 立候補者氏名 _____
- 生年月日 _____ 年 月 日（ 歳）
- 会員番号： _____
- 所属機関名： _____
- 電話及び E-Mail
TEL： _____（ ）
（携帯アドレス不可） E-Mail： _____

【立候補の趣旨】

--

【立候補者の略歴等】

--

II 推薦者名簿

- 推薦者氏名及び会員番号 _____ No. _____
- 推薦者氏名及び会員番号 _____ No. _____

選挙管理委員会記載欄		
受付日： 年 月 日	受付委員：	<備考欄>